

事務事業及び予算の執行実績
(令和4年度分)

人事委員会事務局

目 次

人事委員会事務局の施策等の概要	1
事務事業の概要	3
事業の根拠法令調	27
職員調	28
職員の年齢調	29
健康管理	30
職員配置調	31
令和4年度歳入予算執行状況調	32
預金調	33
郵券等受払調	33
令和4年度歳出予算執行状況調	34
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	36
委託料に関する調	38
負担金支出調	40
事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調	41
備品・図書調	42
主要備品調	43

人事委員会事務局の施策等の概要

1 施策概要

公平・中立的な人事行政の専門機関として、職員の任免等の人事管理や給与制度の運用が適正に行われるよう、知事や教育委員会、警察本部長などの各任命権者の権限の行使をチェックするとともに、専門的視点からの調査研究や勧告など、本県の実情に即した適切な業務を推進した。

(1) 人事委員会事務局の執行体制の確保

事務局の円滑な執行体制を確保するため、人事管理、予算管理、人事委員会の会議運営、その他各種調整等の業務を行った。

(2) 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

職員の給与と民間企業従業員の給与の均衡を図るため、民間給与の実態調査等を精緻に実施し、公民給与の比較を行った。この結果等を踏まえ、議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、職員の適正な給与水準を確保した。

また、その中で、職員の勤務条件等に関する諸課題として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」「職員の心身の健康の保持・増進」など5項目の報告を行った。

(3) 職員給与の適正な支払の確保

職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例、規則等に適合して支払われることを確保するため、各所属に対して給与の支払監理を行った。

(4) 職員が働きやすい職場環境の確保

職員が働きやすい職場環境を確保するため、職員からの苦情相談への対応及び事業所調査などを行うとともに、過度な時間外労働の是正指導を行った。

(5) 任命権者が求める優秀な人材の確保

人格・能力・意欲を兼ね備えた優秀な人材を確保するため、公平・公正な能力の実証を基本として、人物重視の競争試験を実施した。

応募者の減少に伴い、令和3年度に最終合格者数が採用予定者数に満たなかった技術3職種（土木・建築・薬剤師）について、令和5年度から早期試験を実施することとした。また、採用困難職種である獣医師について、令和5年2月から採用の方法を競争試験から選考による採用に変更することとした。

また、応募者数を確保するため、「県庁 仕事スタディツアー」の開催、職種別の現場説明会や大学主催のオンライン説明会への参加など、積極的な広報活動を行った。

2 職員の概要

令和5年4月1日現在 (単位:人・歳)

区 分	職 員 数			アの平均年齢	アの健康管理区分									未区分	計
	一般職員 ア	その他職員 イ	計 ウ		A	B1	B2	C1	C2	D1	D2	D3			
					勤務休止	勤務時間短縮		時間外制限		平常勤務					
						要治療	要観察	要治療	要観察	要治療	要経過観察	医療不要			
計	20		20	43.5						5 (5)	9 (9)	6 (6)		20 (20)	

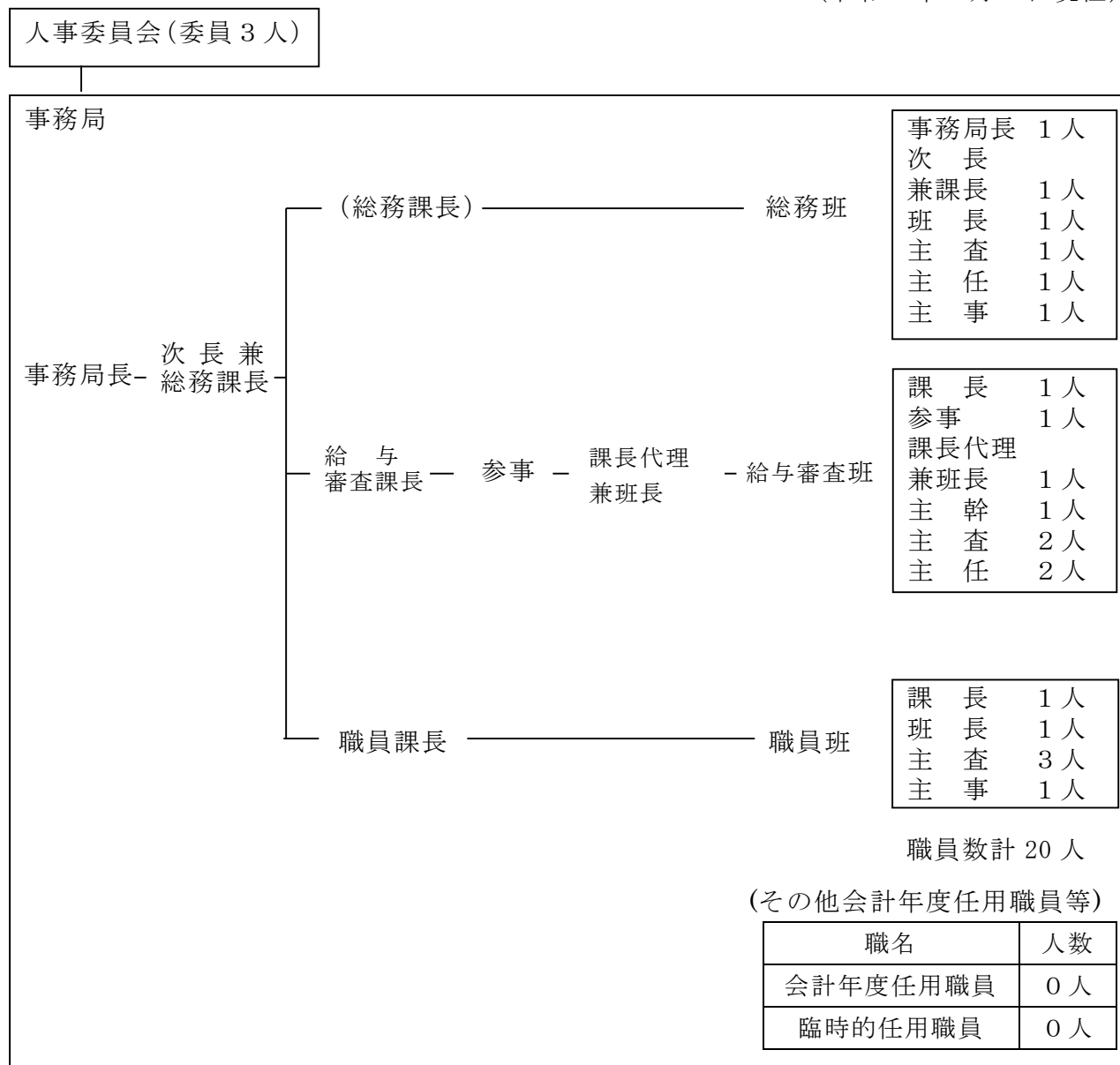
(注)

- 1 本年度の健康管理区分結果が出ていない職員は、前年度の結果を記載し、()書きで再掲。

事務事業の概要

<組織図>

(令和5年4月1日現在)



<人事委員会委員>

(令和5年4月1日現在)

区分	氏名	住所	勤務年数	任期		備考	
				就任年月日	満了年月日		
委員長	非常勤	小川 良昭	□□□	14年8月	H20.8.1	R8.7.30	
委員	非常勤	岡部 比呂男	□□□	3年8月	R1.7.15	R5.7.14	
委員	常勤	佐藤 典生	□□□	1年7月	R3.8.12	R7.8.11	

I 総務課

1 課別の事務又は事業の目的、計画、実績（成果）

(1) 組織定数及び人事管理、予算の管理

以下の事務について、主に行っている。

- 事務局の事務総括に関すること。
- 人事及び組織・定数に関すること。
- 予算、経理及び決算に関すること。
- 職員の研修、福利厚生、健康管理及び公務災害に関すること。
- コンプライアンス推進に関すること。

(2) 人事委員会の会議運営

令和4年度に開催した人事委員会の会議は31回で、計178件の事案の審議等を行った。

ア 意見の申出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、県議会から人事委員会の意見を求められ、次のとおり意見の申出を行った。

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件名	概要	意見
R 4. 6. 15 (R 4. 6. 15)	令和4年6月 県議会定例会 第89号	静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	育児休業制度について、国家公務員及び民間労働者と同様に定めるための所要の改正	異議なし
R 4. 9. 21 (R 4. 9. 21)	令和4年9月 県議会定例会 第108号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（静岡県職員の定年等に関する条例の一部改正、職員の給与に関する条例の一部改正、静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正、静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正、職員の分限に関する条例の一部改正、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正、静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、静岡県職員の旅費に関する条例の一部改正、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部	地方公務員法の改正等に伴い、職員の定年引上げに関する制度を整備するための所要の改正等	異議なし

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件名	概要	意見
R 4 . 9 . 21 (R 4 . 9 . 21)	令和 4 年 9 月 県議会定例会 第 108 号	改正、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正、静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正、静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正、静岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正及び静岡県定年退職者等の再任用に関する条例の廃止に係る部分に限る。)	地方公務員法の改正等に伴い、職員の定年引上げに関する制度を整備するための所要の改正等	異議なし
R 4 . 9 . 21 (R 4 . 9 . 21)	令和 4 年 9 月 県議会定例会 第 109 号	静岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	地方公務員法等の改正等に伴い、退職手当額の計算の特例や失業者の退職手当の特例措置を定めるための所要の改正	異議なし
R 4 . 9 . 21 (R 4 . 9 . 21)	令和 4 年 9 月 県議会定例会 第 110 号	高齢者部分休業に関する条例	地方公務員法に基づき高齢者部分休業制度を導入するための新たな条例の制定	異議なし

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件名	概要	意見
R 4.12.2 (R 4.12.2)	令和4年12月 県議会定例会 第143号	職員の給与に関する 条例等の一部を改正 する条例（職員の給 与に関する条例の一 部改正、静岡県一般 職の任期付研究員の 採用等に関する条例 の一部改正、静岡県 一般職の任期付職員 の採用等に関する条 例の一部改正及び会 計年度任用職員の給 与等に関する条例の 一部改正に係る部分 に限る。）	静岡県人事委員会の 勧告に基づき給料表 及び期末手当・勤勉 手当の改定を行うた めの所要の改正	異議 なし
R 4.12.2 (R 4.12.2)	令和4年12月 県議会定例会 第144号	静岡県教職員の給与 に関する条例の一部 を改正する条例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき給料表 及び期末手当・勤勉 手当の改定を行うた めの所要の改正	異議 なし
R 4.12.2 (R 4.12.2)	令和4年12月 県議会定例会 第145号	静岡県地方警察職員 の給与に関する条例 の一部を改正する条 例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき給料表 及び期末手当・勤勉 手当の改定を行うた めの所要の改正	異議 なし
R 5.2.15 (R 5.2.15)	令和5年2月 県議会定例会 第25号	静岡県教職員の特殊 勤務手当に関する条 例の一部を改正する 条例	「県立ふじのくに中 学校」の令和5年4 月開学に伴い、特殊 勤務手当を新設する ための所要の改正	異議 なし

イ 規則の制定・改廃

地方公務員法第8条第5項の規定に基づき、次のとおり人事委員会規則の制定・改廃を行った。

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
1-57	R 4.11.2 R 4.11.11 (R 5.4.1)	年齢 60 年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規則	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に伴い、60 歳に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関して必要な事項を定めるための規則の制定
1-58	R 5.3.24 R 5.3.29 (R 5.4.1)	人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
1-59	R 5.3.24 R 5.3.31 (R 5.3.31)	人事委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正に伴う所要の改正
1-60	R 5.3.24 R 5.3.31 (R 5.3.31)	静岡県人事委員会事務局文書管理規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局の文書等の管理体制を明確化するための所要の改正
7-1258	R 4.4.20 R 4.4.26 (R 4.3.28)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7-1259	R 4.9.7 R 4.9.16 (R 4.10.1)	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1260	R 4.11.2 R 4.11.11 (R 4.7.1) (R 4.10.1)	職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の退職手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1261	R 4.12.2 R 4.12.9 (R 5.4.1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
7-1262	R 4.11.16 (R 4.12.2 修正) R 4.12.9 (R 5.4.1)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
7-1263	R 4.11.16 (R 4.12.2 修正) R 4.12.9 (R 5.4.1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	60歳超職員における給料の7割措置等の導入に伴う所要の改正
7-1264	R 4.11.16 (R 4.12.2 修正) R 4.12.9 (R 5.4.1)	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
7-1265	R 4.11.16 (R 4.12.2 修正) R 4.12.9 (R 5.4.1)	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	60歳超職員における給料の7割措置等の導入に伴う所要の改正
7-1266	R 4.12.2 R 4.12.9 (R 5.4.1)	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
7-1267	R 4.12.2 R 4.12.9 (R 5.4.1)	職員の給与に関する条例附則第16項等の規定による給料に関する規則	管理監督職勤務上限年齢による降任等の導入に伴い、当該降任等となる職員に支給する管理監督職勤務上限年齢調整額の算出方法を定めるための規則の制定
7-1268	R 4.12.13 R 4.12.27 (R 5.4.1)	勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
7-1269	R 4.12.13 R 4.12.27 (R 5.4.1)	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
7-1270	R 4.12.13 R 4.12.27 (R 5.4.1)	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
7-1271	R 4.12.13 R 4.12.27 (R 5.4.1)	静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
7-1272	R 4.12.22 R 4.12.27 (R 4.4.1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1273	R 4.12.22 R 4.12.27 (R 4.12.1) (R 5.4.1)	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1274	R 4.12.22 R 4.12.27 (R 5.4.1)	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	高齢者部分休業制度等の導入に伴う所要の改正
7-1275	R 4.12.22 R 4.12.27 (R 4.12.27)	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1276	R 5.1.24 R 5.2.3 (R 5.4.1)	職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	高齢者部分休業制度の導入に伴う所要の改正
7-1277	R 5.2.15 R 5.3.14 (R 5.3.20)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴う所要の改正
7-1278	R 5.2.15 R 5.3.14 (R 5.3.20)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴う所要の改正
7-1279	R 5.3.15 R 5.3.28 (R 5.4.1)	静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	手当の併給調整に係る規定についての所要の改正

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
7-1280	R 5. 3. 15 R 5. 3. 29 (R 5. 4. 1)	静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1281	R 5. 3. 24 R 5. 3. 29 (R 5. 4. 1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴う所要の改正
7-1282	R 5. 3. 24 R 5. 3. 29 (R 5. 4. 1)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴う所要の改正
9-6	R 4. 11. 16 R 4. 11. 25 (R 4. 11. 25) (R 5. 4. 1)	静岡県職員の定年等に関する規則	静岡県職員の定年等に関する条例の改正に伴う規則の制定 (静岡県職員の定年に係る勤務延長に関する規則の廃止)
9-7	R 4. 11. 16 R 4. 11. 25 (R 4. 11. 25) (R 5. 4. 1)	定年退職者等の暫定再任用に関する規則	静岡県職員の定年等に関する条例の改正に伴う規則の制定
12-22	R 4. 12. 19 R 4. 12. 27 (R 5. 4. 1)	静岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
12-23	R 5. 3. 15 R 5. 3. 28 (R 5. 4. 1)	職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則	災害発生時における国の特別休暇の規定に合わせるための所要の改正
13-109	R 4. 8. 24 R 4. 8. 26 (R 4. 8. 26)	令和4年における職員の特別休暇の特例に関する規則	夏季休暇の取得期間にかかる規則の制定

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
13-110	R 4. 9. 7 R 4. 9. 16 (R 4. 10. 1)	静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う所要の改正
13-111	R 4. 12. 13 R 4. 12. 20 (R 5. 1. 4) (R 5. 4. 1)	静岡県職員の高齢者部分休業に関する規則	高齢者部分休業制度の導入に伴う規則の制定
13-112	R 4. 12. 13 R 4. 12. 27 (R 5. 4. 1)	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
13-113	R 4. 12. 19 R 4. 12. 27 (R 5. 4. 1)	静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
13-114	R 4. 12. 19 R 4. 12. 27 (R 5. 4. 1)	静岡県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
14-193	R 4. 6. 15 R 4. 6. 24 (R 4. 6. 24)	静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	静岡県に公平委員会事務を委託している地方公共団体の機関の改廃に伴う所要の改正
14-194	R 4. 8. 24 R 4. 8. 30 (R 4. 8. 30)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改正等に伴う管理職員等の職の改廃等に伴う所要の改正
15-34	R 4. 7. 13 R 4. 7. 26 (R 4. 8. 1)	静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員を派遣することができる団体等についての所要の改正

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
15-35	R 5. 3. 24 R 5. 3. 31 (R 5. 4. 1)	静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員を派遣することができる団体等についての所要の改正
18-2	R 4. 12. 13 R 4. 12. 27 (R 5. 4. 1)	職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正

2 評価、課題及び改善

(1) 評価

「各局の組織定数及び人事管理」や「予算の管理」等、三委員会事務局（人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局）内の適切な調整等により、組織運営は滞りなく行われている。

また、時間外勤務削減に向けた取組を推進し、年間を通じ、月 45 時間の上限時間の原則を超える時間外勤務はなかった。

(2) 課題

予算の適切な管理運営のために、事業を実施する担当所属と支払処理や予算管理を行う総務課との連携が必要となる。

(3) 改善

支払いが発生する事業については、必ず総務課にも事前に情報提供してもらうよう各所属に徹底している。

引き続き各所属と連携し、情報を共有化することにより、適切な人事・組織及び予算の管理、行政改革の推進や緊急課題などへの迅速な対応に努め、三委員会事務局の円滑な運営を図っていく。

II 給与審査課

1 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）

<給与事務>

(1) 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

ア 民間給与の実態調査

職員の給与と民間従業員の給与を比較するための資料を得ることを目的として、4月から6月にかけて民間従業員の給与の実態を調査した。

(7) 調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,699の民間事業所の中から、層化無作為抽出法により抽出された447の事業所（調査実従業員19,172人）を調査した。

なお、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(4) 調査事項

- a 個人別4月分給与の支給状況
- b 新規学卒者の初任給の状況
- c 賞与の支給状況
- d 本年の給与改定の状況
- e 諸手当の支給状況
- f 高齢者雇用施策の状況

イ 職員の給与等に関する報告及び勧告

職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件を確保するため、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対して、令和4年10月14日に職員の給与等について、次のとおり報告及び勧告を行った。

(7) 本年の給与改定

令和4年4月時点で職員と民間従業員の給与を比較した結果、月例給については、民間給与が職員給与を772円（0.20%）上回っており、特別給については、民間事業所の年間支給割合（4.41月）が職員の年間支給月数（4.30月）を上回っていた。

このため、民間給与の動向や人事院勧告の内容等を総合的に検討した結果、月例給及び特別給について引上げ改定を行うことが適切と判断した。

a 月例給（給料表）

行政職給料表は、人事院勧告における国家公務員の俸給表の改定を考慮して改定。大卒程度試験に係る初任給を3,000円、高卒程度試験に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定。

その他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定

b 特別給（ボーナス）

民間の支給割合との均衡を考慮し、年間4.30月から4.40月に引上げ

c 実施時期

月例給（給料表） 令和4年4月1日

特別給（ボーナス） 令和4年12月1日

(イ) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等

本年の人事院勧告で報告された、定年の引上げといった社会や公務の変化に応じた給与制度のアップデートについて、今後の国の状況を注視し検討が必要である。

テレワークに関する給与面での対応についても、国の状況を注視し手当の枠組みについての検討が必要。あわせて、通勤手当は、通勤経費の負担の在り方などの検討が必要である。

(ウ) 職員の勤務条件等に関する諸課題

a 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

(a) 過度な時間外労働の是正

令和3年度に時間外勤務の上限時間の特例を超えた職員は405人と2年度に比べ109人増加。健康被害が発生しないよう縮減が必要。本委員会は、管理職によるマネジメントの徹底等を指示した上で、これらによっても解消できない場合は、業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員確保、組織全体として業務の合理化等の取組により解消を図ることを改めて指導。任命権者には、全ての職員に対して、時間外勤務の上限規制を守る意識を徹底させるとともに、デジタル化の推進や業務量削減事例の横展開などにより、過度な時間外労働を是正することを強く求める。

(b) 教職員の多忙化の解消

県立学校において、令和3年度に時間外在校等時間の上限時間の特例を超えた教育職員の割合は21.6%であり、健康への深刻な影響が危惧され、一刻も早い縮減が必要。本委員会は、県教育委員会に対し、部活動の改善や職員の時間管理の意識の改善を助言。また、小中学校においても、上限時間の原則を超えた教育職員の割合が増加。県教育委員会には、市町教育委員会とも連携して、部活動指導員等の重点配置など、学校の業務改善を支援する取組の充実を求める。

(c) 子育て支援及び介護支援等の充実

任命権者は、子育て等の休暇・休業制度の拡充を踏まえ、利用の奨励や利用しやすい職場風土づくりに一層取り組むことが必要。特に、知事部局以外は男性の育児休業取得率が低い状況にあることから、取得されなかった要因に応じた実効性のある取組を一層進めることを求める。

(d) 多様な働き方の実現

多様な働き方は、子育て等のために時間の制約がある職員の能力発揮等に資することから、任命権者には、勤務形態等の在り方について調査・研究を行い、多様な働き方の実現を求める。

b 職員の心身の健康の保持・増進

(a) 心の健康づくりの推進

精神疾患による長期療養者は5年連続で増加し深刻な状況。任命権者は、高ストレス者が早期に医師との面談等ができるよう、オンラインの活用により利便性の向上を図るとともに、精神疾患の発生防止に向け、長期療養者の傾向等を分析し、より効果的な取組を進めることが必要である。

(b) ハラスメント防止対策の推進

全てのハラスメントの防止には職員全体の意識の向上が不可欠であることから、任

命権者には、研修等を通じた防止意識の徹底や、事案に迅速・適切に対応できる体制の充実を求める。

c 人材の確保

職員採用試験の受験者数が全体的に減少し、技術系の一部の職種は採用人数が募集人数を下回る事態が常態化。本委員会は任命権者と連携して、採用試験の改善やオンラインを活用した情報発信の充実などにより、人材の確保に努める。特に、獣医師について、採用試験の実施時期や内容の見直し、給与面での改善など多角的に取り組む。

d 障害者雇用等に関する取組

県教育委員会には、法定雇用率の達成に向けた実効性の高い取組の推進を強く求める。任命権者には、障害のある職員への支援のみならず所属職員に対する研修の充実などにより、障害のある職員が長く定着し活躍できる職場づくりに取り組むことを求める。

e 公務に対する信頼の確保

事務処理の放置など職務に関する懲戒処分事案が多く発生。任命権者には、高い使命感、倫理観を兼ね備えた職員を育む組織風土づくりに一層取り組むことを求める。

(2) 職員給与の適正な支払の確保

ア 職員給与の支払監理

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例、規則等に適合して行われることを確保するため、本庁8所属、出先機関16所属について給与の支払状況を調査した。

調査の結果、4所属5件の誤りが判明したため各所属に対して是正を求めるとともに、各任命権者に対して適切な事務処理について周知徹底するよう指導した。

<審査事務>

(3) 措置要求・審査請求の審査

ア 勤務条件に関する措置の要求

地方公務員法第46条の規定による措置の要求については、要求事項が勤務条件に該当しない又は管理運営事項に該当する、として1件の不受理を決定した。

要求年月日	事案名	措置要求の内容	決定年月日	結果
R4. 6. 17	令和4年不受理事案	過去の人事に関わるハラスメントについて調査公表すること など	R5. 3. 24	却下 (不受理)

イ 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条の2の規定による審査請求については、2件の裁決を行った。

請求年月日	事案名	審査請求の内容	裁決年月日	結果
R3. 5. 7	令和3年(審)第1号事案	懲戒減給処分を受けた職員が、処分の取消しを求めたもの	R4. 12. 22	処分承認

R元. 11. 18	令和元年 (審) 第3号 事案	懲戒免職処分を受けた職員 が、処分の取消しを求めた もの	R5. 3. 24	処分 承認
------------	-----------------------	------------------------------------	-----------	----------

(4) 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員からの苦情相談を受け付け、処理した状況は次のとおりである。

(令和5年3月31日現在 (件数))

相談区分	任命権者		知事		教育委員会		警察本部長		委託団体		計	
	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了
任用関係	1	1	2	2	0	0	2	2	5	5		
給与関係	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1		
勤務条件関係	6	6	6	6	1	1	4	4	17	17		
懲戒・分限処分関係	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1		
セクシュアル・ハラスメント	1	1	1	1	0	0	1	1	3	3		
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
パワー・ハラスメント	3	3	3	3	1	1	3	3	10	10		
職場のいじめ・嫌がらせ	2	2	3	3	1	1	0	0	6	6		
その他	6	6	2	2	1	1	1	1	10	10		
計	19	19	17	17	5	5	12	12	53	53		

注. 委託団体とは、苦情相談を含む公平委員会事務を静岡県に委託し、その事務を静岡県人事委員会が処理する市町又は地方公共団体の組合をいい、14市町、20一部事務組合、1広域連合の35団体である。

(5) 労働基準監督機関としての職権行使

地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、人事委員会が行った労働基準監督機関としての職権の行使の状況は、次のとおりである。

ア 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業所調査

執行機関	事業所総数	左のうち調査実施事業所数
知事部局	72	72
教育委員会	137	137
警察本部	47	47
委員会等	7	7
計	263	263

注. 委員会等とは、議会事務局、選挙管理委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局をいう（以下同じ）。

イ 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく許可等

許可等の状況 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

	事 項	件数	根拠法令
労働基準法関係	解雇予告除外認定申請	2	労働基準法第20条
	宿直又は日直勤務許可申請	3	労働基準法第41条
	監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請	1	労働基準法第41条
	時間外労働・休日労働に関する協定届	150	労働基準法第36条
	小 計	156	
労働安全衛生法関係	総括安全衛生管理者選任報告	2	安衛法第10条・安衛則第2条
	衛生管理者選任報告	66	安衛法第12条・安衛則第7条
	産業医選任報告	5	安衛法第13条・安衛則第13条
	労働者死傷病報告	44	安衛法第100条・安衛則第97条
	ボイラー性能検査結果報告	3	ボイラー則第38条
	第一種圧力容器性能検査結果報告	18	ボイラー則第73条
	第一種圧力容器検査証書替申請	2	ボイラー則第79条
	機械等設置届	2	安衛法第88条・安衛則第86条
小 計	142		
合 計	298		

注. 安衛法とは労働安全衛生法、安衛則とは労働安全衛生規則、ボイラー則とはボイラー及び圧力容器安全規則をいう。

(6) 時間外勤務命令の上限規制

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第7条第4項の規定に基づき、任命権者から令和3年度における上限時間の特例を超えて時間外勤務を命じた職員の状況等の報告があったことから、任命権者に対し、実効性のある取組を徹底するよう指導・助言を行った。

(令和3年度：人)

	知事	教育委員会	警察本部	計
月45時間や年間360時間といった上限時間の原則を超えて時間外勤務を命じた職員数	680	12	0	692
月100時間や年間720時間等といった上限時間の特例を超えて時間外勤務を命じた職員数	340	23	42	405
計	1,020	35	42	1,097

(7) 他の地方公共団体からの公平委員会事務の受託

地方公務員法第7条第4項に基づき、人事委員会が公平委員会事務の委託を受けている地方公共団体は次のとおりである。

(令和5年3月31日現在)

受託団体数	市	町	一部事務組合	広域連合	合計
	2	12	20	1	35

人事委員会が委託を受けて行う公平委員会事務の内容は、次のとおりである。

- a 措置要求の審査及び判定
- b 不利益処分の審査請求に対する裁決
- c 職員の苦情処理
- d 管理職員等の範囲の指定
- e 職員団体の登録事務

このうち令和4年度には、審査請求1件を受付け、1件を処理した。また、職員の苦情処理12件のほか、委託団体の組織改正等に応じて「静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則」を改正するとともに、職員団体の登録変更を2件行った。

(8) 管理職員等の範囲の指定及び職員団体の登録

ア 管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、人事委員会規則で管理職員等の範囲を定めており、この管理職員等数と指定率は次のとおりである。

(令和4年4月1日現在)

執行機関		職員数 (A) (人)	管理職員等数 (B) (人)	指定率 (B)/(A) (%)
知事部局		5,692	624	11.0
委員会等		96	35	36.5
教育委員会	事務局等	415	104	25.1
	県立学校	8,059	573	7.1
計		14,262	1,336	9.4

注. 管理職員等とは、地方公務員法第52条第3項ただし書の規定により、重要な行政上の決定を行う職員等をいう。

事務局等とは、教育委員会事務局、県立学校を除く教育機関をいう。

県立学校とは、県立高校、県立中学校及び県立特別支援学校をいう。

イ 職員団体の登録

地方公務員法第53条第5項の規定に基づき、人事委員会に登録されている県関係の職員団体は次のとおりであり、これら職員団体のうち役員改選等を行った団体について、登録事項の変更登録を6件行った。

(令和5年3月31日現在)

職員団体名	事務所の所在地	登録年月日	令和4年度登録変更
静岡県独立高等学校教職員組合	浜松市南区寺脇399-4	S41. 9. 30	—
静岡県教職員組合	静岡市葵区駿府町1-12	S41. 10. 11	役員
静岡県高等学校障害児学校教職員組合	静岡市葵区駿府町1-12	S41. 10. 11	—
静岡県職員組合	静岡市葵区追手町9-6	S41. 10. 12	役員
静岡県高等学校しょうがい児学校ユニオン	静岡市葵区追手町45	H 2. 6. 18	役員
静岡県西部教職員組合	浜松市中区神立町119-11	H 3. 5. 27	—
静岡県学校労働者組合	静岡市葵区車町44	H 6. 6. 20	役員
静岡市教職員組合	静岡市葵区末広町1-4	H11. 11. 19	—
全静岡教職員組合	静岡市葵区末広町1-4	H15. 9. 2	役員
静岡県東部教職員組合	裾野市富沢375-50	H16. 1. 26	—
静岡県中部教職員組合	島田市阪本4124- 2	H17. 2. 23	—
静岡教職員組合	静岡市葵区駿府町1-12	H29. 4. 19	役員
計	12団体		6件

(9) 職員からの贈与等の報告の審査

静岡県職員倫理条例第6条第5号の規定に基づき、管理職員が1件5千円を超える贈与等を事業者等から受けた場合に提出された贈与等報告書の状況は、次のとおりであり、審査の結果、特に問題はなかった。

審査件数 14件 (令和4年1月分～12月分)

(単位：件)

任命権者	件数	内 訳		
		金銭、物品等の供与	供応接待	講演料等
知事	9	—	8	1
教育委員会	5	—	5	—
警察本部長	—	—	—	—
委員会等	—	—	—	—
計	14	—	13	1

(10) 退職手当の支給制限等の処分の調査審議

令和4年度において、静岡県職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分について調査審議した事案はない。

2 評価、課題及び改善

(1) 評価

<給与事務>

ア 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

職種別民間給与実態調査の結果等を踏まえ、令和4年10月14日に議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、民間準拠を基本に職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件を確保することができた。

イ 職員給与の適正な支払の確保

各所属の給与の支払状況を調査し、適正な運用の指導を行ったことにより、職員給与の適正な支払を確保することができた。

<審査事務>

職員に苦情相談制度の周知を行い、受け付けた苦情は全て適切に処理している。

職員の勤務条件の向上及び安全衛生の確保（職員の労働条件の保護）のため、労働基準監督機関としての職権を行使して事業所を調査し、指導・監督を行っている。この他、法令に基づく許可、認定等を行っている。

職員の利益保護を目的とした審査請求制度及び措置要求制度について適正に執行し、人事行政の公正の確保を図っている。

(2) 課題

<給与事務>

ア 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

職種別民間給与実態調査について、引き続き、民間事業所の理解・協力を得て、民間の給与水準の精緻な把握に努めることが必要である。

イ 職員給与の適正な支払の確保

職員給与の支払監理の指摘事項について、再発防止に努めることが必要である。

<審査事務>

令和元年度に人事委員会規則で時間外勤務の限度時間を定め、上限時間を超えた職員がいる場合には任命権者から報告されている。令和3年度では、月45時間や年間360時間といった上限時間の原則を超えて時間外勤務を命じた職員数として692人、月100時間や年間720時間等といった上限時間の特例を超えて時間外勤務を命じた職員数として405人の報告があった。

(3) 改善

<給与事務>

ア 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

民間の給与水準をより精緻に把握するため、事業所の要望に応じた調査の実施や、説明資料の充実により、職種別民間給与実態調査の適切な執行に努める。

また、国や他の地方公共団体の取組状況を注視し、勤務条件に関する制度改正の検討や改正作業の適確な実施に努める。

イ 職員給与の適正な支払の確保

調査の重点事項に応じた対象所属の選定により、支払監理の効果的な実施に努める。

また、指摘事項について、各任命権者とともに各所属に対して調査結果を周知することにより、不適切な事務処理の再発防止を図る。

<審査事務>

働き方改革による労働基準法の改正等に的確に対応して、労働基準監督機関としての職権を的確に行使し、職員の労働環境の向上に努める。時間外勤務命令の上限規制について、任命権者に指導・助言を行い、過度な時間外労働の是正に努める。

Ⅲ 職員課

1 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）

<任用事務>

(1) 競争試験及び選考

ア 競争試験

地方公務員法第8条第1項第6号、第17条の2第1項及び第18条の規定に基づき、採用・昇任に関する競争試験を次のとおり実施した。

(ア) 競争試験による採用

職員の採用試験は別表1のとおり。

(イ) 競争試験による昇任

警察官について行っている昇任試験は別表2のとおり。

イ 選考

地方公務員法第8条第1項第6号、第17条の2第1項、第18条及び第21条の4第1項の規定に基づき、選考を次のとおり実施した。

(ア) 選考による採用

職員の採用選考は別表3のとおり。

(イ) 選考による昇任

人事委員会規則により選考による昇任を行うことが定められている警察官の昇任選考は別表4のとおり。

(2) 広報活動

優秀な人材を確保するため、各職種の仕事内容の紹介を行う「県庁 仕事スタディツアー」をオンラインにて実施し、職員自身から業務の魅力をもPRした。また、技術系の3職種（土木・保健師・建築）について、「県庁 仕事スタディツアー（現場見学編）」を実施し、現場を見ながら業務説明や先輩職員との対話などを通して県職員の魅力をPRした。

このほか、大学主催の業務説明会（オンライン）や民間企業主催の合同企業説明会におけるPRも行った。また、ホームページによる情報発信に加え、SNSを活用した情報発信として、LINE、Twitterのアカウントを開設し、県職員採用情報を発信した。

(県庁 仕事スタディツアーの開催状況)

- ・ 開催日 令和5年2月13日、14日、15日、16日
- ・ 参加者数 466人

(SNSの開設：令和5年3月末現在)

種類	LINE	Twitter
友だち登録数	688人	351人
フォロワー数		

別表 1

採用試験の実施状況

(単位：人、倍)

試験の区分・職種		公募数	試験日		申込者数	第1次 受験者数 A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
			1次	2次						
大学卒業程度	行政Ⅰ	85	6.19	7.12～ 8.12	376	290	255	228	111	2.6
	行政Ⅱ	40			278	202	121	103	45	4.5
	小中学校事務	6			27	21	17	16	6	3.5
	警察行政	10			86	68	36	30	12	5.7
	行政(静岡がんセンター事務)	2			16	10	9	9	2	5.0
	土木	18			40	32	28	24	20	1.6
	農業	11			73	55	38	37	11	5.0
	林業	6			24	19	18	18	9	2.1
	農業土木	7			14	9	9	9	8	1.1
	建築	6			10	8	6	6	5	1.6
	獣医師	9			2	2	2	1	1	2.0
	薬剤師	7			19	9	9	8	8	1.1
	保健師	6			17	17	15	12	8	2.1
	栄養士(管理栄養士)	1			17	9	7	7	1	9.0
	心理	3			16	11	8	8	4	2.8
	児童福祉	6			23	17	12	11	7	2.4
	水産	3			19	12	12	10	4	3.0
	電気	4			10	8	7	6	6	1.3
	電気(研究)	2			2	1	1	1	1	1.0
	機械	1			5	1	1	1	1	1.0
	機械(研究)	1			4	4	3	3	1	4.0
	工業化学	1			10	7	7	7	2	3.5
	金属材料	1			2	2	2	2	1	2.0
	文化財	1			10	6	5	5	1	6.0
	職業訓練指導員(情報技術)	1			0	-	-	-	-	-
	少年警察補導員	3			12	8	7	7	3	2.7
理化学鑑識(心理)	1	8	5	4	4	1	5.0			
理化学鑑識(物理)	1	10	5	4	4	1	5.0			
小計	243	1,130	838	643	577	280	3.0			
短期大学卒業程度	診療放射線技師	3	9.25	10.18～ 10.26	21	11	11	10	3	3.7
	臨床検査技師	2			12	9	8	8	4	2.3
	歯科衛生士	1			6	5	5	5	1	5.0
	司書	2			81	62	9	7	2	31.0
	小計	8			120	87	33	30	10	8.7
高等学校卒業程度	行政	2	9.25	10.18～ 10.26	44	31	10	9	4	7.8
	小中学校事務	2			27	24	9	9	2	12.0
	警察行政	5			64	57	20	18	10	5.7
	土木	3			9	9	8	8	6	1.5
	小計	12			144	121	47	44	22	5.5

試験の区分・職種		公募数	試験日		申込者数	第1次 受験者数 A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B								
			1次	2次														
職務経験者	土木	3	7.10	8.15~ 8.22	6	2	2	2	2	1.0								
	建築	2			11	6	6	5	3	2.0								
	獣医師	3			5	4	4	4	3	1.3								
	保健師	1			2	2	2	2	0	-								
	心理	1			2	2	2	1	1	2.0								
	児童福祉	3			12	12	12	12	4	3.0								
	医療社会福祉 (精神保健福祉士)	1			3	2	2	2	1	2.0								
	歯科衛生士	1			1	1	1	1	1	1.0								
	診療情報管理士	1			3	2	2	2	1	2.0								
	小計	16			45	33	33	31	16	2.1								
	獣医師(定期外)	8	12.11	R5.1.12	6	6	6	6	4	1.5								
	小計	8			6	6	6	6	4	1.5								
障害のある方	行政	4	9.18	10.13~ 10.20	51	33	25	25	4	5.5								
	小中学校事務	1							1									
	警察行政	1							1									
	小計	6							51		33	25	25	6				
就職氷河期世代	行政	3	9.25	10.18~ 10.26	59	43	20	19	3	14.3								
	小中学校事務	1			12	10	9	9	1	10.0								
	警察行政	1			10	6	6	6	1	6.0								
	小計	5			81	59	35	34	5	11.8								
警察官	A	一般	男性	5.8	5.21~ 5.22、 6.20~ 7.5	398	327	306	262	133	2.5							
			女性									16	114	82	78	62	23	3.6
		自己推薦	男性									2	6	4	4	4	2	2.0
			女性									2	5	5	5	5	4	1.3
	一般 2回目	男性	10	9.18	10.15~ 10.23、 11.12~ 12.6	139	85	77	70	14	6.1							
		女性				2	33	17	17	13	3	5.7						
	A計		122			695	520	487	416	179	2.9							
	B	一般	男性	9.18	10.15~ 10.23、 11.12~ 12.6	339	275	262	244	69	4.0							
			女性			14	107	93	90	84	14	6.6						
		自己推薦	男性			2	2	1	0	0	0	-						
			女性			2	3	3	3	3	2	1.5						
	B計		81			451	372	355	331	85	4.4							
小計		203			1,146	892	842	747	264	3.4								
合計		501			2,723	2,069	1,664	1,494	607	3.4								

別表 2

警察官昇任試験の実施状況

(単位：人、倍)

試験の区分	申込者数	受験者数		合格者数		倍率 A/B
		A	B	B	A/B	
警 部	1,167	1,163	46		25.3	
警 部 補	1,415	1,403	91		15.4	
巡査部長	1,560	1,551	125		12.4	

別表 3

採用選考の実施状況

(単位：人)

選考の区分	任 命 権 者				
	知 事	がんセンター 事業管理者	教 育 委員会	警 察 本部長	計
1 等職（部長、局長等）	3				3
2 等職（課長等）	11	6	5		22
警視の職				3	3
競争試験によることが 適当でないと認めた職	20	74	1	36	131
計	34	80	6	39	159

別表 4

警察官昇任選考の実施状況

(単位：人)

選考の区分	昇任者数
警 部	5
警 部 補	4
巡査部長	1

2 評価、課題及び改善

<任用事務>

(1) 評価

令和4年度に試験を実施した全55職種のうち、最終合格者数が公募数を確保したのは48職種、確保できなかったのは7職種となった。公募数を確保した職種の割合は87.3%であり、前年度の82.3%より増となった。

令和3年度に最終合格者数が公募数に達しなかった土木（大卒）、建築（大卒）、獣医師（大卒）、薬剤師（大卒）、心理（職務経験者）、児童福祉（職務経験者）、行政（障害）、土木（就職氷河期世代）及び心理（職務経験者（定期外））の職種については、令和4年度は、土木（大卒）、薬剤師（大卒）、心理（職務経験者）、児童福祉（職務経験者）、行政（障害）の職種では公募数を確保し、建築（大卒）及び獣医師（大卒）の職種では公募数を確保できなかった。また、土木（就職氷河期世代）及び心理（職務経験者（定期外））の職種は、試験を実施しなかった。

(2) 課題

民間企業の採用意欲の向上等の影響により、職員採用試験（大学卒業程度）の申込者数は減少傾向が続いている。さらに、民間企業では就職活動の時期の早期化や採用方法の多様化が進んでおり、人材の獲得競争が激化しているため、試験実施方法の見直しや、より一層の静岡県職員のPR等に取り組む必要がある。

(3) 改善

令和4年度の職員採用試験（大学卒業程度）の申込者数は、1,130人であり、令和3年度の1,177人に比べ47人（4.0%）の減となった。申込者数については、民間企業の採用意欲の動向及び新型コロナウイルス感染症等の影響が大きい。優秀な人材確保に向けて申込者数の増加を図り、すべての職種で公募数を確保するため、試験実施方法の見直しや、対面及びオンラインによる説明会等多様な手法による県職員の魅力ややりがいのPRに取り組む。

近年、公募数を確保できず、今後も同様の可能性がある土木、建築、薬剤師の職種については、令和5年度から、公募数の一部について、試験の実施時期を前倒し、また、従前の教養試験から理系学生が受けやすい基礎能力試験に変更した上で、「職員採用試験（大学卒業程度）（早期試験）」を実施することとした。また、採用困難となっている獣医師の職種については、令和5年2月1日に、採用の方法について、従前の競争試験から選考による採用に変更した。

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
人事委員会の会議運営事務	地方公務員法（第5条） 〃（第7条） 〃（第8条） 〃（第10条） 〃（第11条） 地方自治法（第202条の2第1項） 人事委員会議事規則
給与事務	地方公務員法（第8条第1項第1号～第5号、第8号） 〃（第14条） 〃（第26条）
公平審査事務	地方公務員法（第7条第4項） 〃（第8条第1項第9号～第11号） 〃（第46条） 〃（第49条の2） 〃（第52条） 〃（第53条） 勤務条件についての措置の要求に関する規則 不利益処分についての審査請求に関する規則 職員からの苦情相談に関する規則 職員団体の登録に関する条例 職員団体の登録等に関する規則 管理職員等の範囲を定める規則 静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則
労働基準監督機関としての事務	地方公務員法（第58条第5項）
倫理事務	地方公務員法（第38条の2～6） 静岡県職員倫理条例 静岡県職員倫理規則 静岡県職員の退職管理に関する条例 静岡県職員の退職管理に関する規則 再就職者の規制違反行為に係る調査等に関する要綱
任用事務	地方公務員法（第8条第1項第6号） 〃（第17条の2第1項） 〃（第18条） 〃（第21条の4第1項） 職員の任用に関する規則 静岡県職員の定年等に関する規則 定年退職者等の暫定再任用に関する規則

- (注) 1 根拠法令は、法律、政令、規則、条例及び要綱を全て記入する。
 2 法律のみ適用条項を（ ）内に記入する。

職 員 調

(令和5年4月1日現在)

整理番号	職 名	氏 名	事務分担	住 所	勤務年数	摘 要
1	事務局長	縣 茂樹		□□□	□年□箇月	
2	次長兼総務課長	鈴木 利枝子	事務局長補佐・課統括	□□□	□年□箇月	監査委員・労働委員会 事務局併任(当課在勤)
3	班 長	神村 雅子	総 務	□□□	□年□箇月	〃
4	主 査	鬼頭 崇	〃	□□□	□年□箇月	〃 給与審査課兼務(当課在勤)
5	主 任	栗原 祐里	〃	□□□	□年□箇月	監査委員・労働委員会 事務局併任(当課在勤)
6	主 事	山本 奈那	〃	□□□	□年□箇月	〃
7	給与審査課長	増田 俊彦	課 統 括	□□□	□年□箇月	
8	参 事	小林 勝巳	特定事項処理	□□□	□年□箇月	
9	課長代理兼班長	望月 義也	特定事項処理	□□□	□年□箇月	
10	主 幹	太田 順也	審 査	□□□	□年□箇月	
11	主 査	鈴木 克浩	給 与	□□□	□年□箇月	□□□□
12	主 査	白柳 智美	〃	□□□	□年□箇月	
13	主 任	木村 優一	審 査	□□□	□年□箇月	
14	主 任	志賀 亮哉	給 与	□□□	□年□箇月	
	主 査	鬼頭 崇	〃	□□□	□年□箇月	総務課兼務(先方在勤)
15	職員課長	村上 健一	課 統 括	□□□	□年□箇月	
16	班 長	長谷川 貴久	任 用	□□□	□年□箇月	
17	主 査	森本 礼子	〃	□□□	□年□箇月	
18	主 査	佐原 正基	〃	□□□	□年□箇月	
19	主 査	植村 泰大	〃	□□□	□年□箇月	□□□□
20	主 事	鈴木 春世	〃	□□□	□年□箇月	
	計	20 人			平均 1.0 年	兼務職員を除く

職員の年齢調

(令和5年4月1日現在)

年 齢	人 員			摘 要
	総務課	給与審査課	職員課	
20歳未満				
20歳以上30歳未満	1人		1人	
30歳以上40歳未満	1人	4人	2人	
40歳以上50歳未満	2人	1人	2人	
50歳以上56歳未満		2人	1人	
56歳以上61歳未満	2人	1人		
61歳以上				
計	6人	8人	6人	平均 43.5歳

※事務局長は総務課に含む

健康管理

1 前年度受診状況

区 分	内 容
受診状況	受診者数 20人 職員数 20人
受診率	100%
県平均受診率	100%

(1) 未受診の理由
該当なし

(注) 受診率算定に当たっては、育休・産休・妊娠中の職員は、算定の対象から除く。

2 本年度在籍者の健康管理区分結果

健 康 管 理 区 分			人 数			
			総務課	給与審査課	職員課	合計
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。					
B 1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要治療				
B 2		要経過観察				
C 1	勤務をほぼ平常に行ってよいが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要治療				
C 2		要経過観察				
D 1	平常の勤務でよい。	要治療	3人 (3人)	2人 (2人)	0人 (0人)	5人 (5人)
D 2		要経過観察	1人 (1人)	3人 (3人)	5人 (5人)	9人 (9人)
D 3		医療不要	2人 (2人)	3人 (3人)	1人 (1人)	6人 (6人)
区 分 者 計			6人 (6人)	8人 (8人)	6人 (6人)	20人 (20人)
未区分者数			0人	0人	0人	0人
合 計			6人 (6人)	8人 (8人)	6人 (6人)	20人 (20人)

(1) 管理区分A～C2該当者に対する措置状況

(2) 未区分の理由
 ア産休・育休 0人
 イ新規採用 0人
 ウ自己都合による未受診 0人
 エその他 0人

※事務局長は総務課に含む

職 員 配 置 調

(令和5年4月1日現在)

区 分		総務課	給与審査課	職員課	計
配 置 職 員	職員(事)	6	8 (1)	6	20 (1)
	職員(技)				
	再任用職員 (事)				
	再任用職員 (技)				
	会計年度任用職員				
	臨時的任用職員				
計		6	8 (1)	6	20 (1)

(注) 事務局長は総務課に含む。

兼務職員及び併任職員は () 内に外書きにより記載する。

令和4年度歳入予算執行状況調

(一般会計)

科目	予算現額				調定額 A	収入済額		不納欠損額 D	収入未済額 E	予算現額に対する収入済額の増減	収入歩合 $\frac{B+C}{A-D}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D}$	摘要
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	計		納期内 B	納期後 C						
第14款 諸収入	円 278,000	円 △ 203,000	円 0	円 75,000	円 59,813	円 59,813	円 0	円 0	円 0	円 △ 15,187	% 100	% 100	
第7項 雑入	278,000	△ 203,000	0	75,000	59,813	59,813	0	0	0	△ 15,187	100	100	
第2目 雑入	278,000	△ 203,000	0	75,000	59,813	59,813	0	0	0	△ 15,187	100	100	
第78節 公平委員会事務費負担金	276,000	△ 203,000	0	73,000	(57,150) 57,150	(57,150) 57,150	(0) 0	0	(0) 0	△ 15,850	(0) 0	(0) 0	
第81節 保険料負担金 01 非常勤職員	2,000	0	0	2,000	(2,663) 2,663	(2,663) 2,663	(0) 0	0	(0) 0	663	(100) 100	(100) 100	
計	278,000	△ 203,000	0	75,000	59,813	59,813	0	0	0	△ 15,187	100	100	

預 金 調

(令和5年3月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高 円	摘 要
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	0259513	人事委員会事務局 総務課資金前渡者 次長兼総務課長	31,000	交際費等の継続的資金前渡用
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	0259557	(自振口)人事委員会 事務局資金前渡者 次長兼総務課長	0	FAX料金及び後納郵便の支払 (引き落とし)用
残 高 合 計				31,000	

郵 券 等 受 払 調

(令和5年3月31日現在)

(単位:枚、円)

区 分	種 類	令 和 3 年 度						令 和 4 年 度						差引現在高		摘 要
		繰 越		受 入		払 出		繰 越		受 入		払 出				
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	
タクシー チケット	静岡市 タクシー 事業協 同組合	0		60		16		0		60		25		0		使用
						44						35				廃棄
						0						0				用度課 返納
合計		0		60		16		0		60		25		0		
						44						35				
						0						0				

令和4年度歳出予算執行状況調

(一般会計)

科 目	予 算 現 額					支出済額
	当初予算額	補正予算額	継続費・ 繰越事業 費繰越額	予備費支出・ 流用増減	計	
第4款	円	円	円	円	円	円
経営管理費	224,308,000	△ 1,154,000	0	0	223,154,000	217,582,425
第6項						
人事委員会費	224,308,000	△ 1,154,000	0	0	223,154,000	217,582,425
第1目						
委員会費	20,106,000	△ 1,505,000	0	0	18,601,000	18,376,008
						(17,912,725)
委員給与費	19,235,000	△ 1,158,000	0		18,077,000	17,912,725
						(463,283)
委員活動費	871,000	△ 347,000	0		524,000	463,283
第2目						
事務局費	204,202,000	351,000	0	0	204,553,000	199,206,417
						(184,602,779)
職員給与費	182,371,000	3,160,000	0	0	185,531,000	184,602,779
						(14,603,638)
事務局運営活動費	21,831,000	△ 2,809,000	0	0	19,022,000	14,603,638
合 計	224,308,000	△ 1,154,000	0	0	223,154,000	217,582,425

翌年度 繰越額	不 用 額	特定財源額 (決算額)	摘 要
円 0	円 5,571,575	円 0	
0	5,571,575	0	
0	224,992	0	
(0) 0	(164,275) 164,275	0	人事委員人件費。 不用額は人件費の確定によるものである。
(0) 0	(60,717) 60,717	0	人事委員旅費。 不用額は人事委員旅費の確定によるものである。
0	5,346,583	0	
(0) 0	(928,221) 928,221	0	事務局職員人件費。 不用額は人件費の確定によるものである。
(0) 0	(4,418,362) 4,418,362	0	人事委員会の会議の運営、給与調査、職員採用試験選考の実施、 労働基準監督調査等に要した経費。 不用額は事務費の節約等によるものである。
0	5,571,575	0	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)		
					令和3年度	令和4年度	うち前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	経営管理費	人事委員会費	事務局費		774,400	
計					2,116,400	774,400	0
(14) 工事請負費						0	
計					0	0	0
(16) 公有財産購入費						0	
計					0	0	0
(17) 備品購入費						0	
計					0	0	0
(18) 負担金、補助金及び交付金	一般会計	経営管理費	人事委員会費	事務局費		2,293,200	
計					2,435,300	2,293,200	0
(21) 補償、補填及び賠償金						0	
計					0	0	0

余白

委 託 料 に関する調

整理 番号	委 託 業務名	受 託 者	当 初 設計金額	契 約 金 額		
				当初額	変更増減額	計
	(事務関係)		円	円	円	円
1	情報処理機器 保守業務	(株)教育ソフト ウェア	136,400	136,400	0	136,400
2	静岡県職員募 集総合案内等 制作業務	(株)エスディ ティーエンター プライズ	1,345,740	638,000		638,000
	事務関係 計	2 件	1,482,140	774,400	0	774,400
	合 計	2 件	1,482,140	774,400	0	774,400

(令和4年度)

契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
随契	R4.4.15～ R5.3.20	R4.5.16	円 136,400	県職員採用試験採点業務用情報処理機器(マークシートリーダ―式)の保守業務委託	随契1号 (少額)
一般	R4.9.12～ R4.12.23	R5.1.31	638,000	県職員採用試験募集ポスター、総合案内パンフレットの制作業務委託	
			774,400		
			774,400		

負 担 金 支 出 調

(令和4年度)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	日本人事試験研究センター負担金	(公財)日本人事試験研究センター	同センター規程	試験に関する調査研究	円 2,200,000	R4.5.2
2	公務人材開発協会人事行政研究所負担金	(一財)公務人材開発協会	同協議会規程	人事行政に関する調査研究	10,000	R4.5.11
3	十六都道府県人事委員会協議会分担金	十六都道府県人事委員会協議会	同協議会規約	人事行政制度の研究調査	10,000	R4.7.22
4	関東ブロック試験研究協議会分担金	関東ブロック試験研究協議会	同協議会運営要綱	試験技術の調査研究	5,000	R4.11.10
5	改正定年制度実務研修会	(一財)公務人材開発協会	研修会開催通知	職員の研修	11,000	R4.7.19
6	給与実務研修会(諸手当関係)	(一財)公務人材開発協会	研修会開催通知	職員の研修	14,300	R4.8.9
7	苦情相談実務研修会	(一財)公務人材開発協会	研修会開催通知	職員の研修	14,300	R4.11.15
8	服務・懲戒・分限制度実務研修会	(一財)公務人材開発協会	研修会開催通知	職員の研修	14,300	R4.12.2
9	再任用・退職手当・年金制度実務研修会	(一財)公務人材開発協会	研修会開催通知	職員の研修	14,300	R4.12.22
計		9件	/	/	2,293,200	/

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和4年度)

(令和5年3月31日現在)

区分	事業名又は契約名	内容	契約額	(契約額の年度別内訳)					
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	年度
長期継続 契約	情報処理機器賃貸借	マークシート リーダー 1台 (契約日)H30.4.24	円 1,389,096	円 282,528	円 282,528	円 282,528	円 282,528	円 282,528	円

備品・図書調

(令和4年度)

区 分	令和4年 3月31日 現在	増		減		令和5年 3月31日 現在
		数 量	購入価格 (円)	数 量	売却価格 (円)	
01-01 机 類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-03 いす類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
01-04 収納保管庫類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-10 印判類	7	(0) 0	0	(0) 0	0	7
02-01 情報処理機器類	12	(0) 0	0	(0) 0	0	12
02-02 情報伝達機器類	2	(0) 0	0	(0) 1	0	1
50-01 図 書	40	(0) 0	0	(0) 0	0	40
計	69	(0) 0	0	(0) 1	0	68

主 要 備 品 調

(令和5年3月31日現在)

整理 番号	区 分		品 名 規 格	利用状況	購入年月	購入金額
	大・中	小				
1	01-04	その他の収納保管庫	横スライド書庫 オカムラ 6-8タイプ	書類収納用 常時使用	平成11年5月	円 1,047,900
2	01-04	金庫	大型両開き金庫	採用試験問題等 重要書類収納用 常時使用	昭和55年7月	360,000
3	01-03	肘掛椅子	オカムラ 2005AW	委員室委員用 定例会時使用	昭和60年3月	200,000
4	01-03	肘掛椅子	オカムラ 2005AW	委員室委員用 定例会時使用	昭和60年3月	200,000
5	01-03	肘掛椅子	オカムラ 2005AW	委員室委員用 常時使用	昭和60年3月	200,000